

県央地区保健医療福祉推進会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県央地区保健医療福祉推進会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 県央地区保健医療福祉推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員にさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(オンライン開催時の特例)

第8条 会場を設けず、Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人は Web 会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は 10 人以内とし、傍聴希望者は開催日の 4 開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

3 傍聴人の決定方法は 先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスに Web 会議システムへの入室に必要な ID とパスワードを送信する。

4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、県央地区保健医療福祉推進会議はその責を負わない。

5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例 25 条の規定により公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人を Web 会議システム上から退室させることができる。

(部会及びワーキンググループへの準用)

第9条 第2条から第8条までの規定は、県央地区保健医療福祉推進会議専門部会及びワーキング

グループには、当分の間適用しないこととする。

(実施細目)

第10条 この要領に定めのない事項は、会長が県央地区保健医療福祉推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

この要領は、令和6年10月21日から施行する。